米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第51回）

顧客端末を含むシステムクレームに対する権利侵害主張

～顧客製品・行為をクレームに含めてはならない～

CLOUDOFCHANGE, LLC,,
Plaintiff-Appellee
v
NCR CORPORATION,
Defendant-Appellant

河野特許事務所　所長・弁理士　**河野　英仁**

１．概要

クレームが顧客所有の端末を含むシステムクレームの場合、顧客を直接侵害で提訴することは現実的ではないため、本システムを提供する業者の直接侵害または間接侵害を検討する必要がある。

本事件では顧客である加盟店のPOS端末をインターネット接続し、被告業者のサーバから提供されるソフトウェアを用いて、POS端末の機能を編集するシステムクレームに特許が付与されていたところ、加盟店の直接侵害と、被告業者の直接侵害及び間接侵害との成立が問題となった。

CAFCは、加盟店の直接侵害を認めたが、システムによる利益を得ているのは加盟店であり、またインターネット接続等を含む指示または管理が無かったとして被告業者の直接侵害及び間接侵害の成立を否定した。

２．背景

⑴　特許の内容

CloudofChangeは米国特許第9,400,640号（640特許）および第10,083,012号（012特許）を所有している。対象特許は、加盟店が販売時点管理（POS）システムを組み立てる際に使用することが可能なWebベースの販売時点管理ビルダーシステムを開示している。明細書では、POSシステムを組み立てる従来のプロセスでは、メニュー選択などの情報を手動でコーディングし、タッチスクリーンキーの位置と操作、およびそれらのデータベース対応を定義する必要がある。このプロセスは時間がかかり、間違いが起きやすく、POS画面を構築または変更できるのは特別な訓練を受けた者のみであり、加盟店は編集プロセスを避けるために古いPOS画面を保持する傾向があった。